

広告付き避難所看板の設置に関する協定書（案）

半田市（以下「甲」という。）及び半田商工会議所（以下「乙」という。）、中電クラブス株式会社（以下「丙」という。）及びテルウェル西日本株式会社（以下「丁」という。）とは、半田市における広告付き避難所看板（以下「看板」という。）の設置について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、半田市地域防災計画に基づき、避難所の案内標識となる看板を設置することにより、平常時から市民に対して避難場所の周知を行うとともに、速やかに避難ができるようにするため、看板の設置について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 看板 丙及び丁の実施している広告事業のうち、電柱へ設置する看板（巻き付け・突き出し）に、災害時の避難場所と民間企業などの広告を併せて記載するものをいう。
- （2） 広告主 本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。
- （3） 避難場所 甲が定める指定避難場所をいう。
- （4） 電柱 中部電力パワーグリッド株式会社及びN T T西日本株式会社が所有する電柱をいう。
- （5） 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者をいう。

（甲の役割）

第3条 甲は看板の設置のために必要な情報を乙及び丙及び丁に提供し、本協定の実現に必要な指導・協力を行うものとする。

（乙の役割）

第4条 乙は、会員企業に対して本協定の目的を周知し、広告主の拡充を図るよう努めるものとする。

（丙及び丁の役割）

第5条 丙及び丁は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- （1）この協定の目的に適う広告主を募り、看板の設置に必要な手続きを行うこと。
- （2）設置された看板に関する維持管理及び住民からの申し出等に対する対応を行うこと。
- （3）看板の設置状況につき、甲が求めるとき及び新規設置のあったときに報告を行うこと。
- （4）避難場所の変更等により、看板の表示に訂正があったときは、甲の情報に基づき速やかに必要な修正を行うこと。

（暴力団関係者の排除）

第6条 乙及び丙及び丁は、半田市暴力団排除条例（平成23年半田市条例第19号）を遵守し、暴力団関係者が当該事業の広告主とならないよう、暴力団関係者の排除のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 丙及び丁は、看板の申し出があった場合において、広告主が暴力団関係者であると認めるときは、看板の提出を拒否するものとする。

3 丙及び丁は、看板を掲出した後において、広告主が暴力団関係者であると認めるときは、広告主との契約にかかわらず、その契約を解除し、当該広告主の看板をすべて撤去するものとする。

（看板の仕様・設置状況）

第7条 看板の仕様・設置状況については、甲乙丙丁が協議の上、決定するものとする。

2 看板に記載する避難場所は、看板設置箇所から最も近い距離の避難場所を表示することとする。ただし、必要に応じて、甲乙丙丁が協議の上、決定するものとする。

（経費等）

第8条 看板の設置にあたり、必要な経費等は、丙及び丁並びに広告主が負担し、甲及び乙は負担しないものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項、又はこの協定の内容に疑義が生じた時は、甲乙丙丁が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙丁が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年11月4日

甲 半田市東洋町2丁目1番地
半田市
半田市長 久世 孝宏

乙 半田市銀座本町1丁目1-1
半田商工会議所
会頭 松石 奉之

丙 名古屋市中区栄2丁目2番5号
中電クラブス株式会社
代表取締役社長 鈴木 英也

丁 名古屋市中区松原3丁目2番8号
テルウェル西日本株式会社
取締役東海支店長 榊原 寿治